

サークル東戸塚規約

(目的及び事業)

第1条 この会は、東戸塚地域においてハンディーンを持つ仲間と家族が安心して暮らしていけるよう、生活支援、余暇活動支援を行うと共に、広く社会福祉の拡充を目的として、啓蒙活動を行う。

2 地域作業所「りぼん東戸塚」・「りーふ東戸塚」・「りずむ東戸塚」及びグループホーム「ビオトープ上矢部」の後援会として、それらの活動の支援を行う。また、将来的な活動及び生活の場を確保するための準備活動を行う。

(名称及び所在地)

第2条 この会は、サークル東戸塚（以下サークル）といい、所在地を横浜市戸塚区平戸町 949-6 地域作業所りずむ東戸塚内に置く。

(会員)

第3条 サークルの会員は、次のものにより構成する。

- (1) ハンディーンキャップを持つ仲間とその家族
- (2) 会の目的と事業に協力頂ける福祉関係者および地域住民の方々等

(会員の活動)

第4条 会員は行事等を通じて互いに親睦を深め、機関紙等において情報・意見の交換を行う。また、会の運営に寄与するための募金活動、福祉関係の情報収集と研究活動、地域への啓発活動を行う。

2 上記活動のため委員会を置く。（広報・事業・余暇支援）

(役員会・事務局)

第5条 役員及び代表は、会員から互選により選出する。但し、次のものを構成員に含む。

- (1) 第3条（1）の内、各作業所保護者会長及びグループホーム家族代表
 - (2) 第3条（2）の内、各事業所責任者、地域代表者1名以上
- 2 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。役員会は年3回以上開催する。
- 3 会の活動の企画・研修・調整を行うために事務局を置く。必要に応じて行う。

(総会)

第6条 総会は年1回5~6月に開催する。但し役員会において必要と認めたときには、臨時に開催する。総会は、委任状を含め正会員の1/2以上の出席を以って成立する。総会の議長は代表が務める。

(会費及び会計)

第7条 会費は月額500円とする。但し第3条(1)の会員の内、本人の年齢が40歳以上の者については半額とし、また、年齢に限らず保護者不在等の理由で会費負担の困難な者については、行事特別会費として年額1000円のみを徴収する。また、第3条(2)の会員については、口数(年間1口1000円)制とし、2口以上の納入をもって正会員とする。

- 2 会費・寄付金・事業収入は、第1条に定める会の事業の原資とし、また第4条に定める会員の活動の経費に当てる。さらに一部は第1条の2に定める支援費として拠出する。
- 3 会計年度は、毎月4月より翌年3月までとする。会計担当者は、総会において承認された予算に基づき会計業務を行い、年度終了時に会計報告をする。

(規約の変更)

第8条 この規約の改正はサークルの事務局及び役員会にて審議し、総会により承認を得なければならない。

付則 この規約は、平成14年6月14日から施行し、平成15年7月21日一部改正する。

平成16年7月1日一部改正する。

平成21年7月4日一部改正する。